

みんなのふくし



あったか 福祉の街づくり

このパンフレットは、種類が多く、わかりにくいとされる福祉制度を系統別に簡潔にまとめたものです。

ぜひ、お手元に置いて参考にいただければ幸いです。

発行／網走市 平成30年3月

介護保険は、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して、自分らしく暮らせるよう、介護を社会全体で支えていく制度です。

加 入 者

40歳以上の方がこの保険に加入します。

- ① 65歳以上の方（第1号被保険者）
- ② 40～64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）



サービス利用の手続き

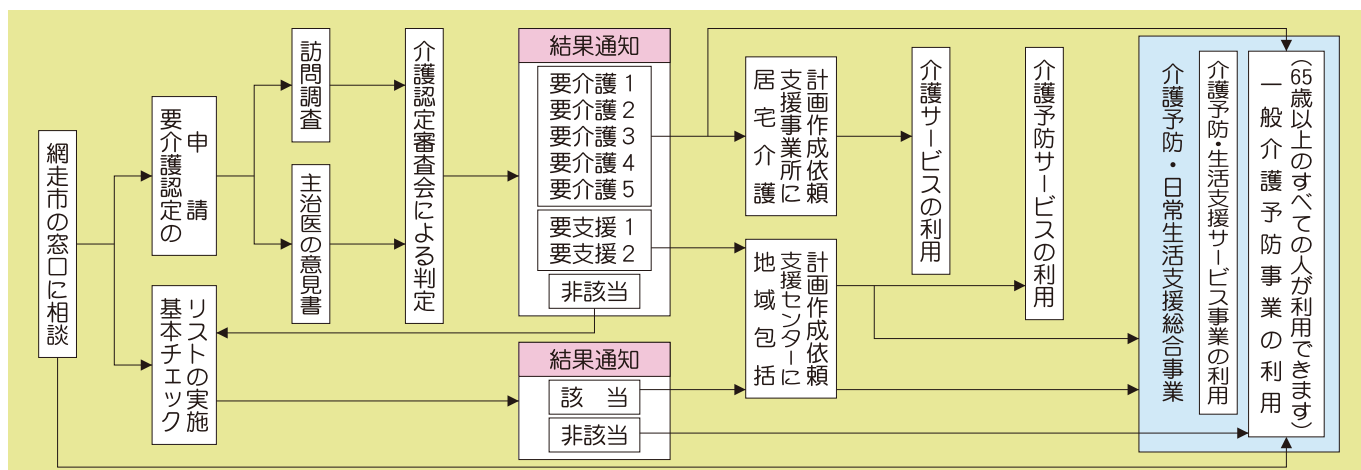
介護サービスを利用するためには、要介護認定されることが必要です。

また、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を利用するためには、要支援1・2に認定されるか、基本チェックリストを実施し、一定の基準に該当することが必要です。

なお、第2号被保険者の場合、初老期認知症や脳血管疾患など16種の特定疾病に該当しないと認定を受けることができません。

介護サービスを受ける際には、要介護認定者、総合事業対象者ともにサービス計画（ケアプラン）が必要となります。この手続きの流れは【別図1】のとおりです。

【別図1】介護サービス利用の手続き



利用者負担

介護サービスを受けた場合、そのかかった費用の1～3割は自己負担となります。ただし、自己負担が高額になる場合には、【別表1】のとおり、所得に応じて自己負担の上限が設定されます。これを超える自己負担があった場合は、市の介護保険係に申請していただくと、その差額が払い戻されます。（高額介護サービス費の支給）

【別表1】自己負担の上限額

利用者負担段階区分	世帯の自己負担上限額（1ヵ月）
現役並み所得者	44,400円
一般	44,400円※1
世帯全員が市民税非課税	24,600円
・合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方 ・市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給の方	15,000円 ※個人単位
生活保護受給の方	15,000円 ※個人単位

※1 1割負担者のみの世帯は年間上限額446,400円を設定します。

高額医療・高額介護合算療養費

1年間（8月から翌年7月まで）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額合計が、一定額を超えたときは、超えた額が**高額医療・高額介護合算療養費**として払い戻されます。（申請が必要です。）

申請は、加入している医療保険者への申請となります。

なお、国保又は後期高齢者医療以外の医療保険者への申請には、介護保険自己負担額証明書の添付が必要となりますので、事前に介護保険係から証明書の交付を受けてください。

医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額）

所得区分	70歳未満	70歳以上
年収1,160万円以上	212万円	212万円
年収770万円～1,160万円	141万円	141万円
年収370万円～770万円	67万円	67万円
一般	60万円	56万円
市民税世帯非課税		31万円
市民税世帯非課税（所得が一定以下）	34万円	19万円

※所得区分については、加入している医療保険者にお問い合わせください。（平成30年8月～）

■ 特定入所者介護サービス費

低所得の人の施設利用が困難とならないよう、下記に該当する人は所得に応じた負担限度額までを自己負担し、基準額との差額は、介護保険から給付されます。

ただし、配偶者が住民税課税者である場合、または預貯金が一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超える場合は該当となりません。

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食事の負担限度額
		ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	
第1段階	・本人および世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	・本人および世帯全員が市民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	・本人および世帯全員が市民税非課税で上記の第2段階以外の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円
基準費用額	・施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額	1,970円	1,640円	1,640円 (1,150円)	370円 (840円)	1,380円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室・多床室の負担限度額は（ ）内の金額となります。

※通所サービスと小規模多機能型サービスにおける食費・宿泊費負担は除きます。

■ 社会福祉法人等による生活困窮者の利用者負担軽減

社会福祉法人等が、次の介護サービスの自己負担を軽減する場合があります。

対象者	市民税非課税世帯の方など（介護保険料の所得段階が、第1～3段階の方）
対象サービス	①訪問介護 ②通所介護 ③短期入所生活介護 ④特別養護老人ホーム ⑤小規模特別養護老人ホーム ⑥認知症対応型通所介護 ⑦小規模多機能型居宅介護
軽減率	本来の自己負担が1/2に軽減されます。

※生活保護受給中の方は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の個室の居住費（滞在費）のみが軽減の対象になります。

● 施設での介護サービス ●

要介護1～5と認定された方だけが利用できます。

〔特別養護老人ホームについては、原則として要介護3以上と認定された方が利用できます。〕

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

日常生活で常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難なとき、入所して必要な介護サービスを受けます。

介護老人保健施設

病状が安定した後、家庭に戻れるように、リハビリを中心とする医療ケアと介護を受けることができます。

介護医療院

日常的に医学管理が必要な重介護者の方などが入所することができます。

● 施設内で利用する居宅サービス ●

要支援・要介護と認定された方が利用できます。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウスなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

在宅での介護サービス

要支援・要介護と認定された方が利用できます。総合事業対象者の方は、5ページに記載のサービスをご利用になれます。

訪問介護 (ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが家庭を訪問して、介護や家事の援助が受けられます。

訪問看護

看護師や保健師などが、家庭を訪問して看護の支援を受けられます。

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、理学・作業療法などによる機能訓練が受けられます。

通所介護 (デイサービス)

デイサービスセンターなどで、入浴、食事の提供、機能訓練などのサービスを日帰りで受けられます。

居宅療養管理指導

医師などが家庭を訪問して、療養上の管理を行います。

通所リハビリテーション (デイケア)



老人保健施設や医療機関などで入浴、食事の提供、機能訓練などのサービスを日帰りで受けられます。

短期入所生活・療養介護 (ショートステイ)

特別養護老人ホームや老人保健施設、介護療養型医療施設などに短期入所し、日常生活の介護や機能訓練などが受けられます。(療養介護は、医学的管理が伴います。)

いす式階段昇降機 施工費の支給 (市町村特別給付)

住宅の階段を安全に昇り降りするために、いす式階段昇降機を設置する工事のための費用が支給されます。(対象は要介護1以上であることなど、細かな条件がありますので、あらかじめ市役所へご相談ください。)

訪問入浴介護

移動入浴車などで自宅を訪問し、入浴の介助を行います。

福祉用具の貸与

車いすやベッドなどの福祉用具の貸し出しを受けられます。

福祉用具の購入

貸与になじまない排泄や入浴に使われる用具の購入費が支給されます。

住宅改修費の支給

住宅での手すりの取り付けや段差解消など、小規模な改修のための費用の支給が受けられます。

ロードヒーティング 施工費の支給 (市町村特別給付)

住宅の出入口から道路までのロードヒーティング工事のための費用が支給されます。(対象は要介護1以上であることなど、細かな条件がありますので、あらかじめ市役所へご相談ください。)

地域密着型の介護サービス

原則として他市町村のサービスは利用できません。

小規模多機能型居宅介護

通いを中心として、様態や希望に応じて、随時訪問や泊まりを組み合わせたサービスを提供します。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症のため介護を必要とする高齢者が、共同生活を営む住居(グループホーム)で生活しながら介護が受けられます。(要支援2・要介護1～5と認定された方が利用できます。)

地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が30人未満の小規模な軽費老人ホームなどで、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。(要介護と認定された方が利用できます。)

認知症対応型通所介護

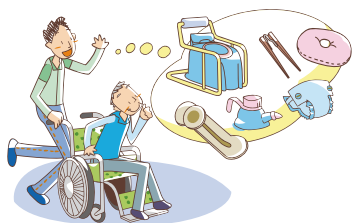
認知症の方に、専門的なケアを提供する通所介護サービスです。(要支援・要介護と認定された方が利用できます。)

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (小規模特養)

定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。(原則として要介護3以上と認定された方が利用できます。)

地域密着型通所介護

定員が18人以下の通所介護施設で、入浴・食事の提供などのサービスを日帰りで受けられます。



居宅介護支援事業所のご案内

～介護保険に関して、気軽にご相談ください～

介護保険を利用して介護サービスを受けるには、サービス計画（ケアプラン）が必要です。これは、居宅介護支援事業所にいる介護支援専門員（ケアマネジャー）が本人や家族の希望に基づいて作成してくれます。

居宅介護支援事業所一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
網走レインボーハイツ（在宅介護支援センター）	呼人341番地 4	48-2600
いせの里（指定居宅介護支援事業所）	潮見192番地	45-4018
ケアサービス はまなす（支援事業所）	桂町4丁目7-11	43-1816
網走地域ケアプラン相談センター	北4条西8丁目1-8	43-6645
介護保険相談センター こにふぁー	桂町4丁目7-11 (あるかざる内)	45-1678
網走厚生訪問看護指定居宅介護支援事業所	北6条西1丁目	43-3157
網走中央病院 指定居宅介護支援事業所 すずらん	南7条西1丁目	43-7272
こが病院 ケアプランセンター	潮見153番地	61-0101(代)
居宅介護支援事業所 花・水・木	二ツ岩1-1	44-3288

介護保険係 TEL 44-6111 内線 391

地域包括支援センターにご相談ください

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者のみなさんを、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から支えていくために、市が主体となり設置しています。

センターには保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等の専門職がいて、各種相談や介護予防などで高齢者へ総合的な支援を行います。



～地域包括支援センターが行う主な事業～

◇総合的な相談と支援

介護保険等のサービス利用、生活上のお困りごとなど、なんでも相談ください。

◇介護予防ケアマネジメント

要介護認定で「要支援」と判定された方、すこやか向上プログラムの利用者を支援します。

◇高齢者の権利を守る事業

虐待の対応、財産管理（成年後見制度等の利用）支援などで権利を守ります。

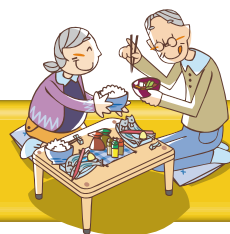
◇地域の問題解決を目的とした「地域ケア会議」の開催など

網走市では2ヶ所の地域包括支援センターを開設しています。

お住いの地域を担当する地域包括支援センターをご利用ください。

名 称	網走市地域包括支援センターふぁみりあ	網走市東部・呼人・南部地区 地域包括支援センター（あばしり東）
所在地	網走市桂町4丁目7番11号 あるかざる内 電話 45-1669	網走市字呼人341番地 レインボーハイツ内 電話 48-2290
担当 圏域及び 地 域	【北圏域】 北東 海岸町 北西 緑町 二ツ岩 明治 向陽ヶ丘 【中央・西圏域】 南東 港町 南西 錦町 台 町 桂町 新町 大曲 三眺 天都山 能取 平和 卯原内 越歳 嘉多山 二見ヶ岡	【東・呼人圏域】 駒場南1～5丁目 駒場北1～5 丁目 潮見 呼人 八坂 東網走 中園 【南圏域】 駒場南6～8丁目 駒場北6丁目 つく しヶ丘 鱒浦 豊郷 藻琴 昭和 山里 稲富 北浜 丸万 実豊 音根内 浦士別 栄 清浦

在宅高齢者等の福祉サービス



1. 「介護予防・日常生活支援総合事業」において、事業対象者及び要支援認定者の方は、次のサービスを受けることができます。

◆ 訪問型サービス ◆		
1	介護予防訪問介護相当サービス	利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパーによる掃除や洗濯、調理などの生活援助を行います。
2	らくらす(短期集中予防サービス)	理学療法士などのリハビリテーション専門職が、日常生活での動作改善など、状況に合わせた個別メニューを提供します。
3	買い物支援サービス	移動や荷物運搬に支障がある方を対象に、日用品の買い物を代行するサービスです。
4	高齢者等さわやか収集支援	ごみステーションへの家庭ごみの搬出が困難な世帯を対象に、戸別にごみ収集を行うとともに声掛けによる見守りを行うほか、分別が困難な場合には支援を行います。 ●要介護の認定または身体障害者手帳をお持ちの方のみの世帯も対象となります
◆ 通所型サービス ◆		
5	介護予防通所介護相当サービス	利用者が自立した生活ができるよう、介護サービス事業者による食事や入浴などの日常生活上の支援を行います。
6	いきいき教室	郊外地区にお住まいの方を対象に、地域のコミュニティセンター等に職員を派遣し、介護予防に資する教室を開催します。
7	はつらつ筋力向上トレーニング	機能訓練指導員が筋力や柔軟性などの運動器の機能向上を目的としたプログラムを提供します。

2. 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、身体障がい者のみの世帯の場合、次の福祉サービスを受けることができます。(※事業ごとに利用条件があります。)

No	事業名	事業内容	利用負担金
1	食の自立支援	食事を作ることが困難な方を対象に、夕食をお届けします。 ●日曜日を除く週6日以内(祝日はお休みとなります。)	1食 300円
2	除雪・融雪サービス	冬期間の除雪が困難な世帯を対象に、外出や災害等の緊急時に必要な通路確保を行う除雪又は融雪サービスを提供します。 なお、集合住宅は対象とならないため利用できません。	前年度市民税課税状況により費用負担
3	寝具乾燥サービス	寝具類の乾燥が困難な方を対象に、春と秋の年2回、自宅に特殊車両が訪問し、サービスを提供します。	無 料
4	緊急通報システム	緊急時にボタンを押すだけで消防署に通報できる機器をお貸しします。また、関係機関に日常生活の相談ができる機能があり、在宅生活での不安解消を図ります。	前年分所得税の課税標準額により費用負担

3. 介護保険制度の要介護認定において、要介護4又は5と認定され、かつ在宅で生活している高齢者は、次の福祉サービス・助成を受けることができます。

No	事業名	事業内容	利用者負担金/助成額
1	訪問理美容サービス	理容院・美容院に行くことが困難な方を対象に、理美容師が自宅に訪問し、調髪を行います。	1回1,500円
2	寝たきり高齢者等介護用品支給	紙おむつ・尿とりパット等の介護用品を使用している方を対象に、購入に要する経費の一部を助成します。 ●支給対象者…前年度市民税が非課税の方	年間60,000円 ※助成額は要介護認定月数等で異なります。
3	移送サービス	福祉ハイヤー等の専用車両でなければ外出できない方を対象に、乗車及び機器使用(ストレッチャー等)に伴う料金の一部を助成します。	乗車基本料 24回分を上限 ※機器使用加算有

4. 高齢者の方などに、次のような助成・支給の制度があります

No	事業名	事業内容	補助金
1	高齢者生活総合支援制度	高齢者の積極的な社会参加や健康増進を図るため、公共交通、学習機会確保の施設利用、生活支援サービスなどに利用できる助成券を交付します。 ●支給対象者…①4月1日現在網走市に住所があり年度内に70歳に達する方 ②前年度市民税が非課税の方のうち、世帯の課税要件を満たす方	年 6,000円 (助成券)
2	家族介護慰労金支給	要介護3以上の認定を受けた高齢者等を、介護保険サービスを利用せず在宅で1年以上(入院期間を除く)介護している家族を対象に、慰労金を支給します。 ●本人及び世帯の収入条件があります。	

5. 介護予防事業、その他の事業等について

No	事業名	事業内容	
1	高齢者ふれあいの家	高齢者の介護予防と生きがいづくりを促進するため、ボランティア団体(地域住民グループ)を育成し、地域にふれあいの家を開設しています。 平成30年3月現在、13ヶ所に「ふれあいの家」が開設され、ボランティア団体の創意工夫により多くの高齢者が楽しく過ごしています。	
2	らくらく健康トレーニング	高齢者に筋力トレーニングの機会を提供し、身体機能の向上維持、転倒骨折予防、閉じこもり防止を図り、活力ある生活が送れるよう支援します。 ●対象者…おおむね65歳以上 ●会場…6ヶ所(平成30年3月現在)	
3	すこやか宅配プログラム	高齢者の方が介護を必要とする状態になることを予防できるよう、地域の集まり等に講師を派遣して介護予防に関する講座を開催します。開催希望がありましたら担当係までご相談ください。	
4	介護予防教室	要支援・要介護に移行することなく、健康でいきいきとした生活が送れるよう、40歳以上の方を対象としたフィットネス教室の開催及び全ての高齢者を対象とした転倒予防教室・食生活改善・生活習慣改善などの介護予防に資する教室等を支援します。	
5	高齢者スポーツ趣味等の振興	高齢者の健康増進と生きがいづくりのため、ゲートボール・パークゴルフ大会やシニア料理教室の開催、高齢者農園の開設、陶芸教室への支援を行います。	
6	家族介護者交流事業	在宅で高齢者等を介護する家族を対象に、在宅介護の継続・向上を図るため、「家族介護者リフレッシュの集い」を開催します。 レクリエーションや介護相談、参加者相互の交流を通じ、一時的に日常の介護から離れ、心身をリフレッシュします。	
7	認知症サポーター養成	認知症の方が住みなれた地域で継続して暮らしていけるために、認知症の方やその家族を温かく見守ることができる認知症サポーターの養成講座を地域等で開催します。開催希望がありましたら担当係までご相談ください。	
8	認知症カフェ	認知症の人とその家族が、市民や認知症の専門員と交流を深めるなど、「出会える」「わかり合える」「支え合える」場として、認知症カフェ『あえる』を開設しています。気軽な語らい、情報交換、相談ができます。開設日や会場等は担当係までお問合せください。	
9	成年後見制度支援事業	親族(4親等内)がなく判断能力が不十分な認知症高齢者等を対象に、民法で定める成年後見制度の利用に伴う支援を行い、当該高齢者の権利を擁護します。 【相談窓口のご案内】網走市生活サポートセンター “らいと” 網走市北11条東1丁目10(総合福祉センター内) TEL 67-6555 ※生活全般の相談支援事業(生活困窮者自立相談支援事業)も行っています。	
10	ふれあい「ほっと」コール	様々な不安を抱える高齢者及び介護者を対象に、電話訪問により孤独感の解消や福祉サービス等に関する各種相談、関係機関との連絡調整を行い、安心した生活を支援します。	無 料 毎週火曜日 午前10時～午後3時

高齢者福祉係 TEL 44-6111 内線 288

障がいのある方のために



障がい福祉係
TEL 44-6111 内線 410

(1) 障害者手帳

身体障害者手帳	身体障がい者(児)が福祉の援護を受ける場合には、身体障害者手帳の交付を受けなければなりません。	申請手続必要
療育手帳	知的障がい者及び児童への指導や相談記録を記載し、各種福祉制度を利用するための手帳です。	〃
精神障害者保健福祉手帳	精神に疾患があると認められた方に交付されます。各種の福祉サービスを受けるときに必要となる手帳です。	〃

(2) 障がい者(児)サービス

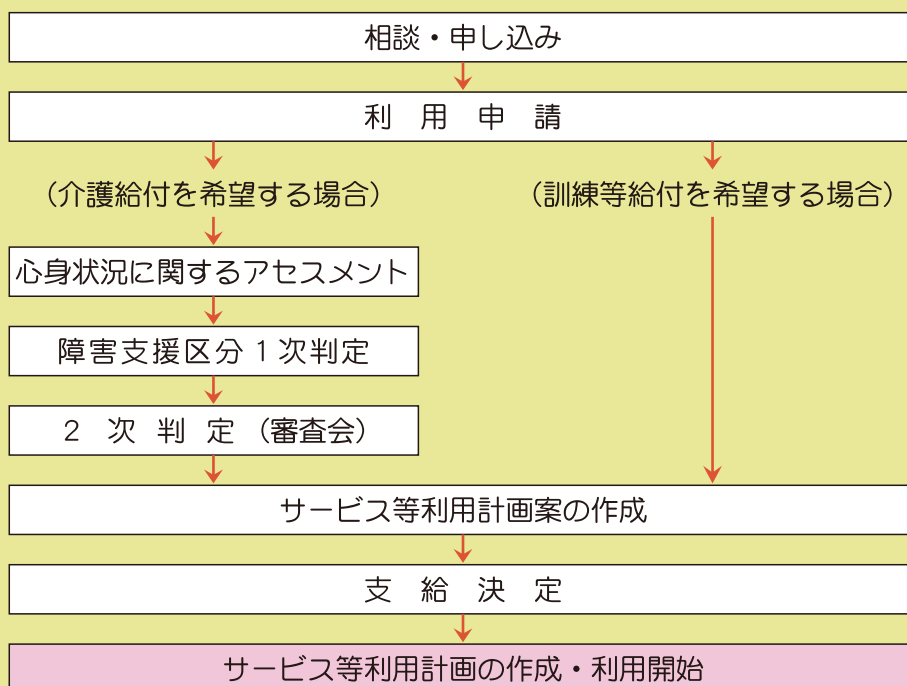
(以下(2)、(3)、(4)、のサービス、助成を受ける際は、障がい部位・程度により受けられない場合もありますので、事前に障がい福祉係窓口にご相談下さい。)

利用の手続き

支給決定までの流れ

障がい者の福祉サービスの必要性を総合的に判断するため、支給決定の各段階において、
 ● 障がい者の心身の状況 ● 社会活動や介護者、居住等の状況
 ● サービスの利用意向 ● 訓練、就労に関する評価を把握
 その上で、支給決定を行います。

※平成25年4月より難病患者等で、症状の変動等により、身体障害者手帳の取得が出来ない場合でも、一定の障がいがある方々は、障がい福祉サービスを受けることができます。



※ 障害区分とは

障害支援区分とは、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。必要とされる支援の度合いに応じて7つの区分（非該当、区分1から区分6：区分6の方が必要度が高い）に分けられます。

区分については、認定調査員が自宅等を訪問して80項目のアセスメントを行った結果や主治医の意見書をもとにコンピュータ判定を行う1次判定を行います。その上で、網走市外3町障害支援区分認定審査会で総合的な判定を行い認定します。

障害者総合支援法サービス	訪問介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。	本人及び配偶者の所得に応じて負担額の上限が決められます。
		重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。	
		行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。	
		同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時の移動の際に必要な支援・介助をします。	
		重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。	
		自立生活援助	施設を利用していた人がひとり暮らしをはじめたときに、生活や健康などについて、訪問して必要な助言などを行います。	
	日中活動系訓練等給付	短期入所（ショートステイ）	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。	
		生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。	
		療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。	
		自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。	
		就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。	
		就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。	
	居住系介護給付	就労定着支援	福祉サービスから一般就労へ移行した人に対して、就労にともなう環境変化による生活面の課題などについて必要な支援を行います。	
		共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活の援助をします。	
		施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。	
	相談支援	地域移行支援	施設入所者や精神科病院に入院していた方が円滑に地域生活へ移行できるよう支援を行います。	
		地域定着支援	精神障がい者の方が地域の中でより良い生活を送ることができるよう支援を行います。	
		計画相談支援	自立支援サービスを利用者にとって最も適した形で受けられるよう、サービスの利用計画を作成します。	
児童福祉法サービス	通所給付	児童発達支援	障がいまたは発達の遅れが見られる就学前の児童が、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を受けられます。	世帯の所得に応じて負担額の上限が決められます。
		放課後等デイサービス	在学中の障がい児等が放課後や長期休暇中に、生活能力向上のための訓練を受けられます。	
	相談支援	障害児相談支援	上記サービスを利用者にとって最も適した形で受けられるよう、サービスの利用計画を作成します。	

移動支援事業	自立支援給付の対象とならないケースでの外出時の円滑な移動の支援を受けられます。	所得に応じた区分に分けられ、それぞれに負担の上限額が決められています。
日中一時支援事業	自宅で生活する障がい者（児）の保護者の就労支援又は介護家族の負担軽減を図るため、日中における一時預かり支援が受けられます。	
地域活動支援センター	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を支援する場として、障がいを持つ人が地域生活上の支援を受けられます。	
訪問入浴サービス	移動入浴車が障がい者宅を訪問し、浴槽の設置及び入浴の介助を行います。	原則 1 割負担
日常生活支援用具給付サービス	特殊寝台・特殊便器・入浴担架・盲人用テーブルコーダー・盲人用時計・点字タイプライター・聴覚障がい者用屋内信号装置等	原則 1 割負担
身体障がい者補装具費の支給	身体上の障がいを補うための用具の貸与または購入費・修理費を支給します。盲人用安全つえ・補聴器・義手、義足・車いすなど。	原則 1 割負担
手話通訳派遣事業	聴覚又は音声・言語機能に障がいがある方が、健聴者との意思疎通を目的に、手話通訳者を必要とするときに通訳者を派遣します。	無 料
知的・精神障がい者社会参加交通費助成	在宅で生活し、社会参加訓練施設等に通所している知的障がい者・精神障がい者の社会参加を支援するため、バス、ハイヤー利用料金の一部を助成します。	年 5,000円（助成券）

(3) 公共料金割引・交通費助成等

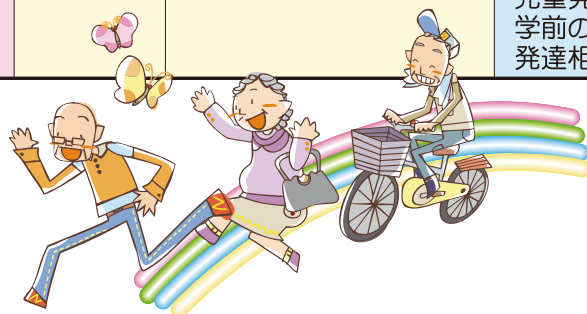
公共料金割引・減税制度	J R旅客・バス・航空・タクシー運賃、有料道路通行料金割引、NHK放送受信料・郵便料金の減免、携帯電話料金割引。	J R旅客・バス運賃 1種 本人及び介護者 5割引 2種 本人のみ 5割引
福祉ハイヤー料金助成制度	重度身体障がい者(児)のハイヤー利用料金の一部を助成。(障がい程度1、2級の方。ただし障がい部位により助成制限あり。)	助成券 年24枚 (基本料金)
人工透析通院交通費助成制度	腎臓機能障がい者が人工透析のために通院する場合、交通費の一部が助成されます。	ハイヤー基本料金×36回分 (一定所得以上の方は24回分)
自動車運転免許取得助成制度	運転免許取得助成の他、自動車改造費助成や駐車禁止除外指定車の指定もあります。	免許取得 身障4級以上 自動車改造 身障2級以上
社会参加交通費助成	在宅で生活している知的・精神障がい者の社会参加活動、社会復帰活動の交通費として助成。	助成券 年 5,000円分 (バス・ハイヤー券)

(4) 医療助成・手当、年金及び貸付制度

重度心身障がい者(児)医療費助成制度	重度障がい者(児)が医療を受けた場合に、保険の自己負担が助成されます。	戸籍保険課医療保険係 TEL 44-6111 内線 232
更生医療の給付制度	身体障がい者がその障がいの除去又は軽減によって日常生活上の更生が期待できる場合、医療が給付されます。	申請手続必要 (指定医療機関給付)
育成医療の給付	身体障がい児に早期治療を受けていただき、将来生活していく能力を得るために必要な医療が給付されます。	申請手続必要 (指定医療機関給付)
特別障害者手当	在宅の重度障がい者で、ふだんの生活でつねに特別の介護を要する寝たきりの方に支給されます。	月 26,940円
障害児福祉手当	20歳未満の在宅の重度障がい児で、ふだんの生活でつねに介護を要する方に支給されます。	月 14,650円
障害年金	国民年金、厚生年金等各種公的年金に加入中にそれぞれの法に定める障がいを受けたときに支給されます。	障害基礎年金(国民年金係) 障害厚生年金(北見年金事務所)
心身障害者扶養共済制度	保護者が万一死亡(重度障がい)した時に、残された心身障がい者(児)に終身の一定年金を支給されます。	オホーツク総合振興局 社会福祉課 TEL 41-0691
身体障害者更生資金貸付	自立更生資金の確保が困難な身体障害者世帯に、民生委員の指導の下で自立のための資金を貸し付けします。	一 申し込み先 一 市社会福祉協議会 TEL 43-2472
精神通院医療費公費負担制度	精神科の病気で病院等にかかった時、医療費の原則1割負担ですむ制度です。	社会福祉課障がい福祉係 TEL 44-6111 内線 410

(5) 網走市こども発達支援センター「ふわり」

北11条東1丁目10-1	TEL 44-1884	(利用時間) 月～金曜日 午前9時～午後5時 (利用対象児) 児童発達支援給付費の支給決定を受けた就学前の児童(所得に応じた負担あり) 発達相談も受けています。
--------------	-------------	--



こどもたちのために

(1) 手当・祝金

こども家庭係
TEL 44-6111 内線 260

児童手当	中学校修了前の子どもを養育している方に支給されます。	金額等については、係にお問合せ下さい。
児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない子ども(18歳に達する年度まで)を養育している父または母または養育者、もしくは父または母が一定の障がいの状態にある方に支給されます。	金額等については、係にお問合せ下さい。
特別児童扶養手当	20歳未満の精神又はからだに重度の障がいがある子どもを養育している方に支給されます。	金額等については、係にお問合せ下さい。
災害遺児等 福祉手当	不慮の事故等で扶養者の死亡により父母と離別した子どもを養育している方に支給されます。	義務教育前 月2,000円/人 義務教育終了まで 月2,500円/人 18歳未満まで 月3,000円/人

(2) 医療費助成・貸付制度

こども医療費 助成制度	中学校卒業までの乳幼児等が医療を受けた場合に、保険の自己負担が助成されます。	3歳未満及び市民税非課税世帯は無料 3歳以上の市民税課税世帯は1割 ※所得が一定の基準を超える場合は対象となりません。 ※小中学生は通院1割(こども医療) ※中学校卒業まで入院等は無料 ※高校生等から数えて第3子目以降の医療費無料
ひとり親家庭等 医療費助成制度	父または母と生計を同じくしていない子ども(18歳に達する年度末まで)とその子を養育している父または母、または両親ともにいない子ども、もしくは父または母が一定の障がいの状態にある場合に、医療保険の自己負担が助成されます。(扶養状況により20歳まで対象となります)	
母子・父子福祉資金貸付	配偶者のいない女子または男子で現に子どもを扶養している方に必要な資金をお貸しします。	就学資金等は無利子 他は、連帯保証人がいる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は年利1.0% 申込み こども家庭係 TEL 44-6111 内線 364
寡婦福祉資金貸付	寡婦(かつて母子家庭の母であった配偶者のいない女子)か40歳以上の配偶者のいない女子に必要な資金をお貸しします。	

(3) 相 談

育児相談	子育ての不安や悩みを解消し、安心して子育てができるように応援します。	地域子育て支援センター どんぐり 北10条西3丁目9番地 TEL 44-8700 地域子育て支援センター ひまわり 駒場北4丁目2-18 (ひまわり保育園併設) TEL 61-1700
児童相談	子どものことで困ったことや気になることなどの相談に応じ、明るくすこやかに成長していくために援助を行っています。	家庭児童・教育相談室 南7条東4丁目 TEL 44-3250 ●相談日● 月～金曜日 午前9時～午後5時

(4) 保育所・児童館・児童センター

市立すずらん保育園	新町1丁目9-13	TEL 43-2378	
市立たんぽぽ保育園	北7条西5丁目1-1	TEL 43-2366	
市立ひまわり保育園	駒場北4丁目2-18	TEL 44-6884	
社会福祉法人立潮見保育園	潮見8丁目4-11	TEL 44-7591	
学校法人立認定こども園つくし	つくしヶ丘5丁目9-3	TEL 43-3434	
市立北児童館	北9条西4丁目	TEL 44-3032	(利用時間) 月～金曜日 午前10時30分～午後6時30分 土曜日 午前8時～午後6時30分 夏・冬・春休みの月～土曜日 午前8時～午後6時30分
市立西児童館	新町1丁目9-16	TEL 43-3252	
市立つくし児童センター	つくしヶ丘5丁目9-17	TEL 43-0224	
市立潮見児童センター	潮見8丁目4-6	TEL 45-1025	(利用範囲) 幼児及び小中学生(無料) (休館日) 日曜日、祝日、年末年始
市立桂町児童センター	桂町2丁目1-3(勤労青少年ホーム内)	TEL 43-3396	